



法改正情報 (改正があった労働・社会保険等の改正ポイントです)

●厚生年金保険の被保険者適用拡大方針について — 労働時間や収入の条件の見直し

厚生労働省は、政府の「税と社会保障の一体改革に関する集中検討会議」を受け、パート従業員などの非正規労働者なども厚生年金保険の被保険者となるように、適用範囲を拡大する準備を進めています。

パートなど非正規労働者が厚生年金へ加入するための対象条件を、「週30時間以上」から「週20時間以上」に引き下げる方向で検討が進められています。

1. 適用基準を引下げへ

現在、厚生年金(健康保険)の適用基準は、「他の労働者の所定労働時間または所定労働日の3/4」となっております。週の所定労働時間が40時間の会社の場合は30時間が適用基準となります。

今回の見直し案ではその「30時間」を「20時間」に短縮することが検討されています。「20時間」は雇用保険の週の労働時間の適用基準と同じです。

2. 厚生労働省による試算結果

厚生年金の適用拡大は対象労働者には歓迎する向きもある反面、企業側からは反対の声が多く聞かれます。業種によっては、半額負担をする企業の社会保険料負担(健康保険料・厚生年金保険負担)が大幅に増加するからです。

厚生労働省が2007年に実施した試算結果によれば、加入条件(労働時間)を「週30時間以上」から「週20時間以上」に拡大すると新たに約310万人が厚生年金の加入対象となり、企業の負担が年間約3,400億円も増えるそうです。

3. 負担増となる主婦から反発も

歓迎する意見の多い対象労働者の中にも、賃金の手取額を重視する子育て世代の主婦などは反対を表明する方も少なくありません。厚生労働省が過去に実施した短時間労働者を対象とするアンケート調査によれば、年収130万円を超えると保険料の支払義務が発生するために「労働時間を減らしている」と回答した人が25%にも上ったそうです。

現行の年金制度が働き方を制限していると言えますが、差し引きで負担増となる主婦層などから反発が出ることも予想されています。

**11月の税務と労務の手続** (提出先・納付先)

- **10日**
 - 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
 - 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
 - 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]
- **15日**
 - 所得税の予定納税額の減額承認申請の提出 [税務署]
- **30日**
 - 個人事業税の納付<第2期分> [郵便局または銀行]
 - 所得税の予定納税額の納付<第2期分> [郵便局または銀行]
 - 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
 - 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
 - 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]

**トピック** (最近の記事の中から労務管理上注目すべき情報を抜粋しました)**●短時間労働者への社会保険適用、労使団体からヒアリング／社保審**

厚生労働省の社会保障審議会・短時間労働者への社会保険適用等に関する特別部会は13日、第4回会合を開いた。具体的な適用範囲を検討するに当たり、対象となるパート労働者の就業実態や、適用拡大が与える影響について、事業主団体や労働組合からのヒアリングをもとに検討した

●新卒の初任給据え置き企業、2年連続で9割超え／経団連調べ

経団連は14日、2011年3月卒の「新規学卒者決定初任給調査」の結果を発表した。大卒事務系の初任給は20万8,647円で、前年に比べ0.20%増とほぼ横ばいだった。初任給を据え置いた企業の割合は過去最高の91.8%だった。9割を超えるのは2年連続。

後記
― 休日数の多い業種・少ない業種は？

株式会社インテリジェンスが運営する転職サービス「DO DA(デュダ)」では、「休日に関するアンケート調査」(25〜39歳のビジネスパーソン800人が回答)を行い、その結果が発表されました。

この調査では、はじめに「有給休暇を除いた年間休日数」を尋ねましたが、全体平均は「115日」でした。業種別では次の通りとなっています。

【休日数が多い業種】①「金融」122日、②「メーカー」121日、③「IT・通信・インターネット」121日

【休日数が少ない業種】①「小売・外食」104日、②「建設・不動産」107日、③「メディア」110日

ただし、これは就業規則等に定められた「所定労働時間」なので、実態としての労働日数とは異なる結果だと思えます。実際は、金融機関などは長時間労働が常態化していますよね…。

なお、厚生労働省の調査(平成22年就業条件総合調査)では年間休日総数の1企業平均は「106.4日」(前年105.6日)、労働者1人平均は「113.4日」(同12.6日)となっています。

企業規模別では1,000人以上が116.4日(同11.1日)、100〜999人が113.4日(同11.2日)、100〜299人が109.9日(同10.8日)、30〜99人が104.5日(同10.3日)となっています。

産業別では、「情報通信業」が123.5日(同12.1日)で最多、「宿泊業・飲食サービス業」が91.0日(同9.9日)で最少でした。